

議案第32号

債権の放棄について（都市整備局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の各号の表の債務者名欄に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 市営住宅の入居に係る家賃及び損害金に係る債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 次の各号に掲げる理由により、当該各号の表の家賃の額欄及び損害金の額欄に掲げる金額の合計金14,788,149円の債権を放棄するもの

(1) 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	債務者名	住所	家賃の額	損害金の額
1	上谷 正邦	大阪市天王寺区城南寺町2番23号 天森養護老人ホーム	金323,484円	—
2	今津 誠	大阪市此花区北港白津2丁目1番56号	—	金673,096円
3	竹山 恵子	神戸市兵庫区新開地6丁目1番12-702号 南方	金92,700円	金23,400円
4	二株 毅	大阪市東淀川区相川2丁目13番2号 エクセルプラム 302号	金711,000円	金241,358円

5	小西 博和	大阪府東大阪市新上小 阪11番2号 東大阪養 護老人ホーム	金220,500円	—
6	松本 富昭	大阪府東大阪市四条町 4番13号	金1,127,200円	—
7	中村 裕一	大阪市浪速区恵美須西 2丁目11番11号 ファ ースト恵美須 404号	金1,595,373円	金444,400円

(2) 債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	損害金の額
1	山口 光治	大阪市淀川区宮原1丁目19番23-220号	金799,296円
2	樋上 弘人	大阪市平野区平野本町4丁目1番13号 アテーサヒラノ503号	金269,293円
3	唐田 健二	大阪市鶴見区緑1丁目11番2-505号	金1,528,620円
4	小西 玲	大阪市東淀川区井高野3丁目1番58号 特別養護老人ホーム井高野園	金133,618円
5	山本 繁美	大阪市浪速区戎本町2丁目4番3-605号	金654,336円
6	今井 湧	大阪市西成区旭1丁目10番17号 タカ ダマンションⅢ 2号室	金424,969円
7	西川 孝子	大阪市住之江区中加賀屋3丁目13番21 号 メゾンドマリエ 303号	金1,250,061円

- (3) 債務者らが死亡し法定相続人の存否又は所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	損害金の額
1	南 孝	大阪市東淀川区西淡路3丁目15番1-301号	金264,176円
2	清水 加代子 こと張 春子	大阪市西成区鶴見橋1丁目17番7号 マンション原田 201号	金151,637円

- (4) 債務者らの所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	損害金の額
1	三浦 敦	大阪市鶴見区中茶屋1丁目17番20-404号	金512,210円
2	山崎 真奈美	大阪市住之江区御崎3丁目2番22号 セレブサンティール407号	金202,049円
3	中西 弓弦	大阪市旭区高殿4丁目5番14号 ロイヤル ハイツミヤモト 406号	金569,033円
4	生田 裕樹	兵庫県西宮市高須町1丁目1番2-1612号	金235,760円
5	野上 輝明	大阪市西成区太子1丁目13番34号 ウエスト 206号	金252,212円
6	八田 裕次	大阪市生野区巽東3丁目13番28-306号	金145,053円
7	平尾 渉	東京都渋谷区渋谷3丁目25番7号 エール 渋谷	金808,729円

8	古賀 潤一郎	大阪府中央区十二軒町7番15-701号	金473,735円
9	川畑 勇武	大阪府中央区日本橋1丁目13番10-401号	金660,851円

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

市営住宅の入居に係る各債務者に対する家賃及び損害金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。